

第6章 町政運営の基本方針（ルール）8

第1*条（自己決定と連携） おいらせ町は、地方自治の理念に則り*（1）国および青森県と対等な立場で相互に協力して町政の運営にあたります。

*「地域のことは地域で考え地域で決める」（大和市解説から拝借）を解説

コメント [01]: 「まちづくりの基本原則」としてはどうか？

コメント [02]: 役場だけでなく、住民活動や議会なども指す。

2 おいらせ町は、(11) 他の自治体との相互理解のもと、共通の課題に対しては積極的に連携してその解決に努めます。

第2*条（知る権利と情報公開） おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、（2）行財政情報や政策など、町政に関する情報を可能な限り公開します。

コメント [03]: 「情報共有」に訂正

コメント [04]: 「共有」に訂正

第3*条（説明責任） おいらせ町は、（8）政策やその他、町の状況に関して得た情報を、町民に分かりやすく説明します。

コメント [05]: 第4章の第4条と内容が重複しているため削除

第4*条（個人情報保護） おいらせ町は、（9）町民の個人に関する情報を厳正に保護します。

第5*条（参加と協働） おいらせ町は、（3）町民の政策形成参加を促進するため、公募による審議会への町民参加など、町民の自治への参加機会を保障します。

コメント [06]: 自治への参加＝それぞれの立場（行政・各種団体・企業など）で、機会を保障するよう努力することが必要。

2 おいらせ町は（4）町民が自主的公益活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整備し、町民との協働によるまちづくりを進めます。

*自主的公益活動、ボランティアの説明はここに入ります。

3 おいらせ町は、(10) 企業、その他の組織・団体との連携を図り、協力してまちづくりを進めます。

第6*条（財政） おいらせ町は、（6）効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

コメント [07]: 第7章へ移動

第7*条（行政評価） おいらせ町は、効率的な行政運営を行うため、（5）計画、予算、執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価の結果は公表して施策の見直し、改善に反映させます。

コメント [08]: 第7章へ移動

第8*条（苦情・相談への対応） おいらせ町は、（7）町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処します。

コメント [09]: 第4章第3条（町民との関係）に吸収する。

2 住民からの苦情や相談に対処した結果は、行政内部で共有するとともに、可能な限り内容を公開し、行政運営に生かします。

コメント [O10]: 苦情や相談の中には、内部でも公開できない情報もあると思うので、一概に共有という訳にはいかない。個人情報を守りつつ、「対処の方法」をルール化し、共有するというしくみをつくることが大事。

- (1) 国、県からの自立、町の個性を大切にする（町として自己決定権）
- (2) 行財政情報の公開、透明性の確保により町民との情報共有を図る。
- (3) 町民の政策形成参加を促進する
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動参加の環境を整備する
- (5) 計画、予算、執行を評価して事業を進める
- (6) 効率的で健全な財政運営を図る
- (7) 住民苦情、相談を尊重し、行政運営への活用を図る
- (8) 町民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす
- (9) 町民の個人情報を保護する
- (10) 企業との連携を図る
- (11) 国、県、他の市町村との連携を図る（広域の事業、防災など）

第7章 参加のしくみ（ツール）6

第1*条（予算および決算） おいらせ町は、（1）町民に理解しやすい予算説明書を作成し、（3）決算においては予算単価、費用効果を検証して、これを公表します。

2

第2*条（情報提供・情報共有） おいらせ町は、（2）町民が希望する行政に関する情報は可能な限り公開し、これを町民と共有します。

コメント [O11]: 第6章の第7条（行政評価）を、ここに入れてはどうか？

第3*条（審議会、委員の公募） 審議会やその他の付属機関の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

第4*条（参加の保障） おいらせ町は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

*町長と町民の直接対話（タウンミーティングのような）について解説で。

2 おいらせ町は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

*パブリックコメント

第5*条（行政監視） おいらせ町は、（5）行政が適法かつ公正に行われているかについて、監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

*オンブズパーソン制度等

コメント [O12]: 行政が設けても、住民が設けてもよい。

第6*条（選挙） おいらせ町は、議会を町民に開かれたものとするため、工夫して議会の公開を進めます。

2 また、町民が参加しやすい（6）選挙を実施するため、工夫して議員と町民の情報共有の機会を設けます。

コメント [O13]: 第6条の1項と2項は、全く内容が違うため、別々の条立てとすべきである。

コメント [O14]: 選挙ということは、町の議員に限らず、町長や国会（県会）議員なども含まれる。ここは「候補者」とした方がよい。

- （1） 理解しやすい予算説明書の作成
- （2） 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- （3） 予算単価、費用効果を検証するしくみ
- （4） 審議会・委員会等の委員の公募
- （5） 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）
- （6） 選挙に参加しやすいしくみづくり

第8章 施行後の見直し

第1*条（施行後の見直し） おいらせ町は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しが必要となった場合は、必要な手続きにより検討します。
（または、「施行後 年を超えない期間ごとに」）、

2 この条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

第9章 補則

第1*条（施行後の見直し） この条例に定めるもののほか、この施行にあたり必要な事項は、別に定めます。

コメント [O15]: 削除

付則

この条例は、平成20年 月 日から施行します。

計 37 条

<参考>

宮古市 24 条
大東市 30 条
大和市 33 条
川崎市 34 条
三鷹市 38 条
名張市 40 条
二セコ町 57 条